

業 務 委 託 設 計 書

設 計	検 算	検 算	照 合	主 幹	課 長

第 号								
令和 8 年度	一般 一般会計	款 総務費	項 市民生活費	目 市民生活総務費	所属 市民局文化振興課	設計 8.6	提出 8.7	業務委託 請 負 一般競争入札 随意契約
委託金額 金 円		業務名 中央公園（広島城区域）危険木伐採その他業務			履行場所 中区基町		委託期間 日間 契約締結の日から令和9年1月29日まで	
施 行 理 由 本業務は、中央公園（広島城区域）内において、史跡の保護、城郭としての景観維持及び公園利用者等の安全確保を図るため、危険木の伐採、せん定等を行うものである。								
設 計 概 要 樹木伐採、せん定等 一式 仮設工 一式								

委託金額 金	業務名 中央公園(広島城区域)危険木伐採その他業務
-----------	------------------------------

(甲) 内 訳

工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
樹木せん定			式	1.00			第 1 号明細表
樹木伐採			式	1.00			第 2 号明細表
処分費			式	1.00			第 3 号明細表
仮設工			式	1.00			第 4 号明細表
安全管理費			式	1.00			第 5 号明細表
直接業務費計							
共通仮設費							
共通仮設費(率分)			式	1.00			
共通仮設費計							
純業務費計							
現場管理費			式	1.00			
業務原価計							
一般管理費			式	1.00			
一般管理費(契約保証費)			式	1.00			

(甲) 内 訳

[illegible]

第 1 号		樹木せん定					明 細 表
内 訳							
工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
高木切返しせん定		C＝60cm未満	本	1			再資源化施設への運搬を含む
高木切返しせん定		C＝60cm以上 120cm未満	本	11			再資源化施設への運搬を含む
高木切返しせん定		C＝120cm以上 180cm未満	本	15			再資源化施設への運搬を含む
高木切返しせん定		C＝180cm以上 240cm未満	本	5			再資源化施設への運搬を含む
高木切返しせん定		C＝240cm以上	本	2			再資源化施設への運搬を含む
計							

第 2 号		樹木伐採					明 細 表
内 訳							
工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
高木伐採		C＝60cm未満	本	14			再資源化施設への運搬を含む
高木伐採		C=60cm以上 120cm未満	本	35			再資源化施設への運搬を含む
高木伐採		C=120cm以上 180cm未満	本	12			再資源化施設への運搬を含む
高木伐採		C=180cm以上 240cm未満	本	9			再資源化施設への運搬を含む
高木伐採		C＝240cm以上	本	2			再資源化施設への運搬を含む
計							

第 3 号		処分費					明 細 表
内 訳							
工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
処分費	建設発生木材再資源化施設		式	1			
</							

第 4 号		仮設工					明 細 表
内 訳							
工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
仮設工			式	1			作業用進入路
計							

第 5 号		安全管理費					明 細 表
内 訳							
工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員B	昼間勤務・交代要員なし		人				
計							

仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和８年１月改訂（平成２３年１月制定）広島市都市整備局緑化推進部）及び道路・公園緑化ガイドライン（令和６年７月改訂（広島市都市整備局緑化推進部）平成１９年３月制定）により施行すること。

特 記 仕 様 書

1 適用

本特記仕様書は、中央公園（広島城区域）危険木伐採その他業務（以下「業務」という。）に適用する。

2 業務概要

本業務は、中央公園（広島城区域）内において、史跡の保護、城郭としての景観の維持及び公園利用者の安全確保を図るため、危険木の伐採、せん定等を行うものである。

3 対象樹木

対象樹木は、別紙平面図に示す樹木とし、以下に該当するものである。

- ・ 広島護國神社西、南、北側に隣接する樹木
- ・ 三の丸歴史館から天守までの樹木
- ・ 内堀西側から見て、三の丸から天守にかけての本丸西側側面の樹木

4 遵守事項

本業務の実施区域は国指定史跡のため、文化財保護法を遵守すること。
また、作業の実施に当たっては、その他の関係法令等を遵守すること。

5 監理支援業務（別途発注）との連携

- (1) 本業務におけるせん定・伐採は、発注者が別途委託して策定する「史跡広島城跡等植栽管理計画（第1期）」の基本方針を踏まえて実施するものとする。
- (2) 発注者は、別途「監理支援業務」を委託する予定である。

「監理支援業務」は、せん定・伐採対象樹木の樹高・樹形、せん定方法等について、専門的知見に基づく技術的助言及び確認を行うものであり、樹木医を含む体制により実施するものとする。

なお、本業務受注者は、発注者及び監理支援業務受注者と連携し、次の事項に対応すること。

- ア 施工前の現地確認及び事前協議への参加
- イ 対象樹木及び施工方針の確認
- ウ 作業時における確認及び調整への対応

- (3) 本業務において、施工に関する最終的な指示及び承認は発注者が行う。
- (4) 本業務における施工方法、安全管理に関する責任は、本業務受注者が負うものとする。
- (5) 監理支援に基づき施工内容に変更が必要となる場合は、発注者と協議の上、対応を決定するものとする。

6 安全管理

- (1) 伐採、せん定、清掃時等において、石垣や公園施設等を破損させることのないよう注意すること。また、万が一破損させた場合は、速やかに発注者に報告し、受注者の責任において誠実に対応するとともに補修等を行うこと。
- (2) 本業務の実施区域の一部は史跡であり、歩行者等の往来が多いことが見込まれる。このため、作業区域への歩行者等の立入りを防止するための安全施設等を設置するとともに、現場

作業時には、交通誘導警備員を配置するなど、十分な安全対策を講ずること。

交通誘導警備員については、現場作業時に1日当たり1名の配置を見込んでいる。

なお、交通誘導警備員の勤務伝票等の写しを提出し、発注者が求める場合は、勤務伝票等の原本を提示すること。

- (3) 本業務場所は、高所作業車による作業が困難な場所が含まれるため、地形条件及び周辺状況を踏まえ、適切な作業方法を選定し、安全確保に十分留意すること。

- (4) 本業務場所は、広島護國神社に隣接していることから、作業の実施に当たっては神社参拝者等の安全確保及び神社施設等に影響を及ぼすことのないよう十分配慮し、必要な安全対策を講ずること。

なお、神社施設等に損傷等を与えた場合は、速やかに発注者へ報告し、受注者の責任において誠実に対応するとともに補修等を行うこと。

7 作業時期

各樹木の伐採、せん定の現場作業時期は、別途、発注者と協議の上、決定するものとする。

なお、本業務における現地作業は、令和8年12月上旬までに完了させること。

8 工程管理

- (1) 本業務は、発注者と協議の上、決定した作業時期に基づき、契約後に作成・提出する実施工程表のとおり実施すること。

また、監理支援の実施時期を考慮した工程とすること。

- (2) 実施工程表は、発注者に提出する実施計画書に添付すること。ただし、天候、関係者要望等により、やむを得ず各作業の開始・完了時期の変更が生じる場合は、発注者と受注者で協議の上、実施計画書を変更するものとする。

- (3) 作業週報（本市所定の様式）については、必ず、作業前に提出すること。なお、未提出での作業を行った場合は、作業中止等の措置を行うことがある。

9 現場責任者

本業務の実施に当たっては、造園施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者（造園工事に限る。）を現場責任者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）として配置すること。

10 技術者配置

- (1) 本業務の実施に当たり、一般社団法人日本造園建設業協会の認定する街路樹剪定士及び職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有する者（直接的な雇用関係にあるものに限るが、同一人物である必要はない。）を配置すること。

- (2) せん定等作業中常時、作業又は現場において、当該剪定士及び造園技能士が監理支援業務受注者（樹木医を含む）の確認及び技術的助言を受けつつ連携し、適正なせん定等を行うよう、せん定方法等の指導にあたること。

- (3) せん定等作業中においては、街路樹剪定士及び造園技能士であることが確認できるよう名札等を着用すること。

11 表示・掲示

- (1) 業務実施中は、必ず作業中である旨を示す看板を掲げること。また、看板は出来るだけ歩

行者等から見やすい位置に配置すること。

- (2) 業務中においては、トラック等の作業車や作業員のヘルメットに受注者の会社名を表示すること。

12 作業時間

早朝・夜間（８時から１７時までの時間帯以外）や休日（官公庁の休日）に作業する場合は、事前に業務打合せ簿を提出し、発注者の承諾を得ること。

ただし、原則として日曜日・祝日の作業は認めないものとする。

13 実施内容

(1) 伐採

伐採する樹木については除根を行わないこと。

なお、伐採樹木の地際からの高さは、史跡としての景観性や公園利用者の安全性に配慮した位置とし、樹木ごとの地際からの高さについては、監理支援業務受注者（樹木医を含む。）の助言を踏まえ、発注者と協議の上決定するものとする。

(2) せん定

ア セン定は、原則として切返しせん定とし、切詰めせん定は行わないこと。

なお、せん定は、対象樹木を目標とする樹高に切り下げるなどして、樹形を整える一連の作業である。

イ 本業務場所は史跡であり、切返しせん定後の樹形が自然な樹形となるよう、景観性に配慮してせん定を行うこと。

また、スタブカット等の不適切なせん定により樹勢劣化を招かないよう適切な位置でのせん定を行い、切り口への処置等を行うこと。

ウ セン定作業着手時において、発注者及び監理支援業務受注者（樹木医を含む。）立会いのもと見本せん定を行い、これにより本業務における適切なせん定方法を３者で現地確認及び共有した上で、そのせん定方法に基づき他の樹木のせん定を実施すること。

(3) 処分

伐採木及びせん定枝葉については、原則として産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬出し、処分することとする。なお、諸事情により処分先における処分が困難である場合は、他の処分先への搬出に関して発注者と協議した上で、その結果に従い適正に処分すること。

なお、伐採木やせん定枝葉は速やかに積込・搬出し、環境保全に十分留意して処分することとし、処分先及び処分量の集計表、処分伝票の写しを提出すること。また、発注者が求める場合は、処分伝票の原本を提示すること。

14 作業用進入路

- (1) 広島護國神社西側樹木の伐採、せん定作業にあたり作業用車両等の進入路は、西側階段のみとし、天守北側堀沿い（本丸下段腰曲輪）からの車両進入は不可とする。

なお、伐採等作業時と同時期に、天守北側堀沿い（本丸下段腰曲輪）や、南小天守台下等において、発掘調査が行われる予定である。

- (2) 作業用進入路となる階段は、取り壊しを行わず、階段が損傷しないように段差には土のうや仮設盛土等を行い、施設の養生を行った上で、車両進入すること。

また、せん定等の作業完了後は、設置した土のうや仮設盛土等は撤去し、階段が損傷して

いないか確認すること。

損傷が確認された場合には、受注者の責任において復旧すること。

- (3) 本業務箇所は樹木が多数あり、車両進入にあたって支障となり、やむを得ずせん定等が必要となる場合は、必ず発注者と事前協議を行い、発注者の承諾を得て、必要最小限の範囲で行うこと。
- (4) その他、作業用車両の形式により、現地の地盤面を乱す等懸念される場合は、受注者の責任において地盤養生を行い、作業にあたること。
- (5) 本業務の作業用進入路のために設置・撤去する仮設工は、任意仮設とし、受注者の責任において施工すること。

15 関係者間調整

業務の委託期間内に、広島城区域内において発掘調査やイベント等が行われる予定である。また、公園指定管理者が日々公園の維持管理等を行っている。

業務期間中において、車両進入が難しい場所、伐採等の作業が困難な場所や日程等があるため、事前に伐採等の順序、方法、作業日程等について発注者と協議し、必要事項を決定すること。

また、その他不明な点が生じた場合にも、独断で処理することなく、速やかに発注者と協議し、必要事項を決定すること。

16 発注者への連絡調整等

業務実施中は、発注者との連絡を密にするとともに、発注者が別途委託する監理支援業務受注者による確認等が円滑に行われるよう、必要な連絡調整及び協力を行うこと。

17 施工内容等の変更

前項までの規定に関わらず、やむを得ない事由により、業務の実施内容、順序、方法等を変更する必要がある場合には、速やかに発注者と協議の上、必要に応じて監理支援業務受注者の技術的助言を踏まえ、必要事項を決定すること。

18 報告事項

- (1) 受注者は、契約後直ちに、また、必要に応じて標準仕様書に示す書類を提出すること。
- (2) 受注者は、伐採等現場作業完了後、速やかに所定の業務実施報告書に作業記録写真帳、処分伝票の写しを添えて、発注者に提出し、検査を受けるものとする。

19 その他

- (1) 受注者は、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負わなければならない。

また、それらの発生原因、経過、処置内容については、速やかに発注者に報告するものとする。

- (2) 本特記仕様書に定められていない事項は、発注者と協議の上、これを定めるものとする。

位置図



城北駅

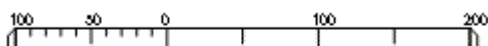
作業箇所

広島拘置所

体育館

県庁

縮尺 1 : 5000



平面図

